

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年6月22日

**【会社名】** 株式会社パスポート

**【英訳名】** PASSPORT Co.,Ltd

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 柘植 圭介

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

**【電話番号】** 03(3494)4491(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 塩塚 哲也

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

**【電話番号】** 03(3494)4491(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 塩塚 哲也

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を一部変更する。

##### 1. 提案の理由

(1) 当社の企業理念である「お客様、株主様、社員」が店舗や商品を通じてハッピーになれるといった精神を引き継ぎ、自分と自分の周りのたくさんの人たちのなかにハッピーを生み出すことが、今後当社が目指していく経営ビジョンであり、その経営方針にふさわしい社名に変更したく、現行定款第1条の一部を変更するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成30年8月1日から効力を生ずることとし、効力発生後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性を高めるため、また、相談役を選定しない現状に鑑み、相談役の選定に関する規定を削除するものであります。

(3) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行う。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、柘植圭介、島田直昭及び塩塚哲也を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	113,138	384		(注)1	可決 (99.37)
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）3名選任 の件					
柘植圭介	112,969	604		(注)2	可決 (99.22)
島田直昭	112,970	603			可決 (99.22)
塩塚哲也	112,952	621			可決 (99.20)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。